

Q. 【陳情書の取扱いについて】

国政と地方自治は不可分の関係にある。陳情内容を審査になじまないとして却下すべきではない。市民の意見や切望は十分国政へ反映させるように努めることは民主主義の根本である。選挙という行為だけが政治参加ではない。同時に国政で住民の暮らしに大きな影響をもつ事案については、市議会は党派、会派の制約を超えて議員個人として判断し、議員が主体性をもって議論し、住民の意思を可能な限り尊重して採択に当たってほしい。地方自治では議員の発言は議員個人の発言として責任をもつならば尚更である。

請願・陳情は、国民・住民が国または地方公共団体等公の機関に対して、それらが所管する事項に関し実情を訴え、相当の措置を要望する行為のことをいいます。請願が、憲法の定めるところにより、国民の基本的人権の一つとして保障されている請願法に基づくものと異なり、陳情は、法律上保障された権利として行使するものでなく、形式的要件を問わない事実上の行為にすぎないという相違があります。しかし、本質的には請願と違いはなく、住民にとって、議会との貴重な接点として、大切な手法として尊重されなければならないものであります。

請願を提出するにあたっては、形式と手続きが定められており、憲法第16条には、平穩に提出しなければならないと規定されていますので、暴力や高圧的な態度で平穩に提出されない場合や紹介議員が無い場合等は、議長は受理を拒否することができます。請願事項は、国政に関する事項や地方公共団体の事務に関する事項については、すべて請願できると解されています。ただし、司法権の独立を侵害するものや基本的人権を否定するもの、個人の秘密を暴露するもの等は請願の対象にならないという見解もあります。一般的には、地方自治法第99条により、意見書を提出できる範囲のものであれば、権限内と考えられています。

陳情の場合は、一定の書式はなく議会の対応は千差万別で、独自の制限規定を設けている場合や、請願同等の取り扱いをしている場合等会議規則や取り扱い要綱等の規定次第であります。

当市議会では、陳情は、従来より請願同様の処理をしてきましたが、平成26年9月29日より、個人や団体の誹謗中傷や名誉棄損、法令違反や公の秩序に反する等の内容を含む陳情は、その取り扱いの是非を議会運営委員会で協議していく制度を導入しました。これは、陳情を軽視していくものではなく、その重要性を再認識し、よりの確・厳格な制度運営を目指し導入したものであることをご理解ください。

また、国政に関する請願・陳情も、過去において受理や審査を拒否したことはなく、法制度にのっとりの確に対処しています。ただ、地方公共団体の権限外の国政に関する請願・陳情の意見表明においては、会派によっては、その国政の内容にまで踏み込む意見の場合もあれば、「審議の上、内容的に権限外である場合には、地方議会として不採択とするしかない（行政事例昭和25. 12. 27）」とあるように、内容に踏み込まずに制度の違いだけの意見表明の場合など、言論の府である議会制民主主義の原則から、当然であります各会派に、自由な意見表明の判断は委ねられております。また、市民の請願・陳情を意見書として国会や関係行政庁に届けることの重要性は認識していますので、地方自治法第116条に規定されている多数決の原則に従い、採択されたものは全て、国会や関係行政庁に意見書を提出しています。

請願も陳情も、住民の切実な要望を議会に反映させるものである点においては、なんら変わりはなく、この制度のもつ意義や重要性を議会として再認識・再確認して、今まで以上に的確・厳正な対応を図っていきます。

議会の見解

1